

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成25年12月6日	
【会社名】	シンプロメンテ株式会社	
【英訳名】	Shin Pro Maint Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内藤 秀治郎	
【本店の所在の場所】	東京都品川区東大井二丁目13番8号	
【電話番号】	03-5767-1616（代表）	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大崎 秀文	
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東大井二丁目13番8号	
【電話番号】	03-5767-1616（代表）	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大崎 秀文	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	154,700,000円
	売出金額	
	(引受人の買取引受けによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	139,500,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	48,825,000円
	(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額ではありません。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月13日付をもって提出した有価証券届出書及び平成25年11月28日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第四部 株式公開情報

第2 第三者割当等の概況

1 第三者割当等による株式等の発行の内容

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____ 罫で示してあります。

第四部 【株式公開情報】

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(訂正前)

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成24年2月28日	平成24年4月12日
種類	第4回新株予約権の付与 (ストック・オプション)	第5回新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 252株	普通株式 14株
発行価格	1株につき53,500円 (注)3	1株につき53,500円 (注)3
資本組入額	26,750円	26,750円
発行価額の総額	13,482,000円	749,000円
資本組入額の総額	6,741,000円	374,500円
発行方法	平成24年2月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成24年2月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員または従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成25年2月28日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員または従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 株式予約権の行使時の払込金額は、純資産方式により決定しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

(訂正後)

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成24年 2月28日	平成24年 4月12日
種類	第4回新株予約権の付与 (ストック・オプション)	第5回新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 252株	普通株式 14株
発行価格	1株につき53,500円 (注)3	1株につき53,500円 (注)3
資本組入額	26,750円	26,750円
発行価額の総額	13,482,000円	749,000円
資本組入額の総額	6,741,000円	374,500円
発行方法	平成24年2月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成24年2月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員または従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成25年2月28日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員または従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 株式予約権の行使時の払込金額は、純資産方式により決定しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。